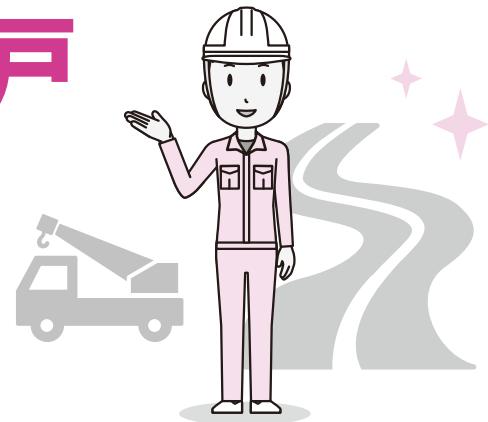


第5章

定住と交流を支える 基盤が整った六戸



1. 土地利用

現状と課題

土地は、限られた資源であるとともに、人々の生活や産業活動の共通の基盤であり、地域の持続的発展のために適切かつ有効に利用していくことが必要です。

本町は、青森県の東南部に位置する総面積83.89km²のまちで、台地と平野が大部分占めており、奥入瀬川が町の南部を東西に流れ、その流域には農地が広がっています。

また、本町では、町全域が都市計画区域に指定されており、このうち約5%にあたる431.0haに住居系を中心とした用途地域指定が行われています。

土地利用の状況をみると、農用地と森林・原野が総面積の8割近くを占め、自然的土地利用が大半を占めていますが、近年は農用地から宅地等への転換が進み、都市的土地利用面積が増加していく傾向にあります。

このような中、農業の振興に向け、減少しつつある農地の保全・活用、集積に努めるとともに、環境保全の重要性が高まる中、優れた自然環境・景観や森林の保全に努めることが求められています。しかし、一方では、便利で快適な市街地環境の形成をはじめ、定住・移住の促進や交流人口の増加を見据えた都市的な土地利用を進めていくことも大きな課題となっています。

このため、今後は、長期的・広域的な視点に立ち、土地利用関連計画等の総合調整を図りながら、全町的な土地利用の方向性を明確化し、これに基づく適正な土地利用への誘導を進めていく必要があります。

主要施策

① 土地利用関連計画の総合調整

計画的な土地利用を町一体となって推進するため、社会・経済情勢の変化や町民ニーズの動向等を踏まえ、必要に応じて、国土利用計画、農業振興地域整備計画などの土地利用関連計画の見直しを行います。

② 適正な土地利用への誘導

国土利用計画法をはじめ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、景観法及び青森県景観条例等の周知と適切な運用により、無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用への誘導を図ります。

数値目標

指標名	単位	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
土地利用の状況に関する町民の満足度	%	18.4	20.0
中心市街地の整備状況に関する町民の満足度	%	19.0	20.0

注) 町民の満足度は、町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。



小松ヶ丘地区

2. 道路・交通網

現状と課題

道路・交通網は、住民の日常生活や地域の産業・経済活動、人々の交流を支える重要な社会基盤です。

本町は、八戸・三沢・十和田三市を結ぶトライアングルのほぼ真ん中に位置し、広域的な幹線道路として、国道45号をはじめ、主要地方道4路線、一般県道5路線が走り、八戸駅や三沢空港などへのアクセスに恵まれています。また、上北自動車道（六戸～七戸間23.8km）の整備が進められており、平成24年度末にその一部である上北道路（7.7km）、平成31年3月に上北天間林道路（7.8km）が供用開始されました。今後も、未供用部分の天間林道路（8.3km）の完成による全線開通により、広域的なアクセスの一層の向上が期待されています。

本町ではこれまで、これら国・県道の整備促進をはじめ、町道網の整備を計画的に推進し、利便性の高い道路網が形成されていますが、交通量の増加や高齢化が進む中、より一層安全で便利な道路網・道路環境の整備が求められているほか、高速交通網へのアクセスの一層の向上や南北地域間の連携強化など、将来動向を的確に見据えた道路網の整備が求められています。

一方、本町の公共交通は、民間の路線バスが運行されているほか、町においても町民バスを運行しています。

本町ではこれまで、路線バスの運行費補助を行い、その維持・確保に努めてきたほか、町民ニーズに応じた町民バスの運行に努めてきました。

これら路線バスや町民バスは、通勤、通学、買物をはじめ、町民の日常生活にとって極めて重要な交通手段であり、特に高齢者や学生などマイカーを持たない町民にとっては必要不可欠なものであることから、今後ともこれらの利用促進に向けた取り組みを積極的に進めながら、維持・確保、利便性の向上を進めていく必要があります。

主要施策

① 国・県道等の整備促進

- ①広域的アクセスの一層の向上に向け、関係自治体と協調し、上北自動車道の早期全線開通を関係機関に働きかけます。
- ②国道45号の一部改良(右折レーン)を関係機関に働きかけます。
- ③主要地方道八戸三沢線のカーブの改良や県道三沢七戸線の架橋など、県道の整備を関係機関に働きかけます。
- ④都市計画道路の犬落瀬中央線について、関係機関と協議しながら、整備促進に努めます。

② 町道及び橋梁の整備・維持管理の推進

- ①町民ニーズや必要性等を考慮しながら、幹線町道から身近な生活道路に至る町道網の整備及び維持補修を計画的・効率的に推進します。
- ②町民の道づくりに関する意識の高揚を図りながら、町民参画・協働による道路の維持管理や沿道環境・景観の保全を促進します。
- ③橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の定期的な点検・調査、予防保全的な補修等を行い、長寿命化を図ります。

③ 除排雪体制の充実

関係機関との連携や町民との協働のもと、除排雪体制の充実を進め、冬期間の交通及び安全性の確保に努めます。

④ 公共交通の充実

- ①路線バスについて、今後とも生活交通路線として維持されるよう運行費補助を行うとともに、利用促進に努めながら、利便性の高いダイヤ再編をバス事業者に働きかけます。
- ②町民バスについて、町民ニーズや高齢者の運転免許返納の状況等を勘案し、路線や便数の調整等を行い、運行の充実に努めます。

数値目標

指標名	単位	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
町民バス利用者数	人	42,880	49,000
道路の整備状況に関する町民の満足度	%	40.2	50.0
公共交通機関の状況に関する町民の満足度	%	33.4	40.0

注) 町民の満足度は、町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。



町民バス

3. 情報化・技術革新

現状と課題

情報通信機器の多様化などにより、ICT環境はさらに向上し、いつでも、どこでも、手軽に情報やサービスを享受できる社会が到来しました。また、自動走行車やロボット、AI、IoTが生活に身近なものとなるなど、技術革新が急速に進展し、新たな社会（Society 5.0）を迎えつつあります。

本町ではこれまで、庁内におけるネットワークの構築をはじめ、国・県のネットワークへの接続、事務の効率化に向けた各種システムの導入、ホームページの作成・活用、情報化に関する学習機会の提供などに取り組んできました。

また、平成28年には、社会保障・税・災害対策などの各分野でそれぞれ個人番号（マイナンバー）の利用が開始され、平成29年7月からは、地方公共団体においても「情報提供ネットワークシステム」を利用した番号制度の情報連携が本格的に運用開始されました。これに伴い、本町においても他の地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携を行えるよう環境整備を行ってきました。

今後、こうした情報化や技術革新は、町民サービスの向上や自治体経営の効率化、町全体の活性化にとって、大きな役割を果たすことが見込まれることから、安心して利用できる情報環境づくりを進めながら、さらなる情報化を推進するとともに、技術革新への対応に向けた取り組みを進めていく必要があります。

主要施策

① だれもが支障なく安心して利用できる情報環境づくり

だれもが支障なく安心して情報環境を利用することができるよう、町民及び職員への情報化に関する啓発や教育・研修の充実に努めるとともに、情報セキュリティ対策^{※20}の強化に努めます。

^{※20} データの改ざんや破壊、情報の漏えい、ウイルスの感染などがなされないよう、必要な安全対策を行うこと。

2 さらなる情報化の推進

- ①電子自治体の構築をさらに進めるため、既存の各種システムの維持管理・更新、時代に即した新たなシステムの導入を計画的に推進します。
- ②災害・事故等発生時の業務継続性及び危険分散を図るため、業務システムの更新時や構築時にあわせて、既存業務の見直しを行うとともに、クラウド化^{*21}を進めます。
- ③町民の利便性の向上及び窓口業務の向上を図るため、業務内容・優先度を精査し、行政手続きのオンライン化（電子申請）が拡充できるような環境整備を行います。
- ④町民が様々な情報を入手し、町民生活に役立てることができるよう、ホームページの内容充実及び有効活用を図ります。

3 技術革新への対応の検討

新たな社会（Society 5.0）づくりに向け、本町におけるロボットやAI、IoTなどの先端技術の導入の可能性について検討していきます。

数値目標

指標名	単位	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
業務システムクラウド化件数	件	2	5
電子申請件数	件	8,490	10,000
ホームページ閲覧数(月平均)	閲覧数	19,600	25,000
情報環境に関する町民の満足度	%	19.8	35.0

注) 町民の満足度は、町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

^{*21} 手元のコンピュータで管理・利用していたデータやソフトウェア等をインターネット上で保管し、必要に応じて利用できる形態に移行すること。

4. 住宅、定住・移住

現状と課題

良好な住宅・住環境は、豊かさを実感できる暮らしの基盤であり、人々の定住・移住を促進する重要な条件です。

本町の町営住宅は、昭和30・40年代に供給された木造平家住宅と平成14年度及び19年度に供給された木造平家住宅、平成21年度から平成25年度に供給された木造住宅の3種類に分類されます。

平成になってから供給されたひばりヶ丘団地・館野団地の町営住宅は、バリアフリー型、新耐震基準への適合、高い若者世帯の比率などが特徴となっていますが、桜ヶ丘団地については、現在、入居が1戸であり、退去後に用途廃止とする予定です。

今後は、令和元年度に見直した公営住宅等長寿命化計画に基づき、大規模な修繕等が必要となる住宅63戸に対し、予防保全を実施し、適切な状態での維持を目指す必要があります。

また、本町では、小松ヶ丘地区における民間の宅地開発・分譲に伴い、近年、人口は増加傾向にありますが、同地区以外の人口は減少傾向にあり、人口の維持・増加対策が大きな課題となっています。

このような中、本町では平成22年度から、「若者定住支援事業」として、40歳未満の夫婦が民間の賃貸住宅に住む場合に家賃の一部を補助しているほか、平成24年度からは、「定住促進新築住宅建設補助事業」として、住宅を新築する人に建設費の一部を補助していますが、今後とも、地方創生の視点に立ち、こうした事業を中心に、定住・移住の促進に向けた取り組みや結婚を支援する取り組みを積極的に進めていく必要があります。

主要施策

① 町営住宅の長寿命化

町営住宅について、公営住宅等長寿命計画に基づき、定期点検等を実施するとともに、その結果を踏まえて適切な修繕を行い、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。

② 民間住宅等の耐震化の支援

安全・安心な住環境づくりに向け、町民の要望に応じて民間住宅等の耐震診断及び耐震改修を支援します。

③ 総合的な定住・移住対策の推進

- ①住宅施策等と連動し、「若者定住支援事業」や「定住促進新築住宅建設補助事業」の一層の周知及び活用促進に努めます。
- ②空き家を活用した定住・移住を促進するため、空き家バンクの充実を図ります。
- ③定住・移住希望者が気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図ります。
- ④定住・移住希望者や関係人口を掘り起こすため、様々な情報媒体・機会を活用し、効果的・戦略的な情報発信・プロモーション活動^{*22}を推進します。

④ 結婚を希望する男女の支援

県や広域で開催される婚活イベントの情報の収集・提供など、結婚を希望する男女の支援に向けた取り組みを推進します。

数値目標

指標名	単位	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
新耐震基準に適合した町営住宅の割合	%	98.4	100.0
定住促進関係事業活用件数	世帯	69	70
町営住宅の整備状況に関する町民の満足度	%	22.9	25.0

(注) 町民の満足度は、町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

*22 販売促進活動。この場合、町の魅力を広く発信し、町を売り込む活動のこと。